```
第一条 京都大学大学院文学研究科規程(昭和二十八年達示第六号)の一部を次の第一条中、本研究科に次に掲げる事攻を置く」を「本研究科の事攻は、次に掲げる事攻を置く」を「本研究科の事攻は、次に掲げる事で、新一条中、本研究科に次に掲げる事攻を置く」を「本研究科の事攻は、次に掲げる手、京都大学大学院と呼ば、対して、教育」を「教員」に改める。第八条、第九条中、教育」を「教員」に改める。第一条中、本研究科に次に掲げる事攻を置く」を「本研究科の事攻は、次に掲げる事が、学、京都大学大学院と学研究科規程(昭和二十八年達示第十一号)の一部を次のよう第一条中、本研究科に次に掲げる事攻を置く」を「本研究科の事攻は、次に掲げる手、京都大学大学院と学研究科規程(昭和二十八年達示第十一号)の一部を次のよう第一条中、本研究科に次に掲げる事攻を置く」を「本研究科の事攻は、次に掲げる手、京都大学大学院と学研究科規程(昭和二十八年達示第十一号)の一部を次のよう第一条中、本研究科に次に掲げるを調なを置く」を「本研究科の事攻は、次に掲げる手、京都大学大学院と学研究科技権(昭和二十八年達示第十一号)の一部を次のよう第一条中、本研究科に次に掲げる事攻を置く」を「本研究科の事攻は、次に掲げる手、京都大学大学院工学研究科技権(昭和二十八年達示第十一号)の一部を次のよう第一条中、本研究科の事文は、次に掲げる事攻を置く」を「本研究科の事文は、次に掲げる手、京都大学大学院工学研究科技権(昭和二十八年達示第十一号)の一部を次のよう第一条中、本研究科の事文は、次に掲げる事攻を置く」を「本研究科の事故は、次に掲げる事策十二条中「研究科会議」を「教員」に改める。本研究科の事故は、次に掲げる事なを置く」を「本研究科の事故は、次に掲げる事なが記を置く」を「本研究科の事故は、次に掲げるとおりに改める。「研究科の事故は、次に掲げる事なを置く」を「本研究科の事故は、次に掲げるとおりを書く、な同なのよりに改める。」に改める。「本研究科の事故は、次に掲げる事なとおりまうは、大田で記録を書く」と「教員」に改める。「本研究科の事故は、次に掲げる事なとおりまうは、大田で記録を書く」を「本研究科の事故は、次に掲げる事なのよりに改める。」に、「教員」に改める。「本研究科の事故は、次に掲げる事なから第十七号」の一部を次のように表述を表述を表述を書く、を「本研究科の事文は、次に掲げるとおりに掲げる事なと記録を書く、「本研究科の事なは、次に掲げるとおりまります。「本研究科の事なは、次に掲げる事なが記録を書く」を「本研究科の事なは、次に掲げるととおります。「本の表述を表述を書)といる。「本の表述を書)といる。「本の表述を書)といる。「本の表述を書)といる。「本の表述を書)といる。「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、表述を書)と、「本の表述を書)と、表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の表述を書)と、「本の
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              研究科教授会」に改める。本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」|達示第六号)の一部を次のように改正する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               に改める。
```

論文にあつては研究科会議 (以下「 研究科教授会等」 という。 \subseteq に改める。

次に掲げるとおりとする」部を次のように改正する。 に改める。

部を次のように改正する。

5、次に掲げるとおりとする」部を次のように改正する。 に改める。

6、次に掲げるとおりとする」部を次のように改正する。 に改める。

次に掲げるとおりとする」部を次のように改正する。 に改め

教授会」に改め、同条第一次に掲げるとおりとする」部を次のように改正する。 |項に改める 研究科会議」 を 教授会」に改める。

るとおりとする」。ように改正する。

に改める。

次に掲げるとおりとする」に改める。の一部を次のように改正する。

```
第一条中、本学部の学科に次に掲げるとおりとする。
第一条中、本学部の学科に次に掲げるとおりとする。
第一条中、本学部の学科に次に掲げるとおりとする。
第一条中、本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。
第一条本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。
-条 京都大学医学部規程 (六条第二項中「教官」を「/学科
                    昭教和員
                    |十九年達示第十二|
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              研究科会議」
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              を「
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              に改め
```

号

の —

部を次のように改正する。

同条を第一条の二とする。